大野高等学校定時制　校　則

お互いを尊重し合い、楽しく学校生活を送るために、生徒一人ひとりが心がけるべき行動や学校の規則等について以下に示します。

１．生活に関して

・多様な個性の人格を理解し認め合い、マナーやモラルを守る。

・交友関係については、節度を保つように心がける。

・集団生活の規則を守り、他の生徒や学校・地域等に迷惑をかける行為をしない。

・次に例としてあげるような、法令により禁止されている行為は禁止です。

①いじめ・ＳＮＳ等で他人を中傷するなど人権を侵害する行為

②暴力行為・窃盗行為・恐喝・器物損壊など社会的逸脱行為

③飲酒・喫煙・禁止薬物の使用

④パチンコ店等への出入り　等

・上記に違反した場合は、特別指導、懲戒、出席停止などを行うことがあります。

２．運転免許に関して

・運転免許の取得に関しては、卒業する学年においてのみの許可制とし、在学中の運転は原則として禁止です。

３．通学に関して

◆自転車

・自転車通学については許可制とし、車両に不備がないという条件で認めます。許可された場合、配布するステッカーを貼付した自転車で通学してください。

・交通規則を守らない場合や自転車に不備がある場合は、自転車通学の許可を取り消すことがあります。

◎令和８年度よりヘルメット着用が自転車通学許可条件に加わります。

◆遅刻・欠席・早退・外出

・遅刻・欠席する場合は、必ず保護者が学校（担任）に連絡してください。

・遅刻の場合は、職員室で諸届けカードを記入し確認を受けた後、教科担任に提出してください。

・授業終了まで外出してはいけません。早退・外出が必要な場合は、担任等の許可を得てください。

４．服装等に関して

◆服装・頭髪等

・派手すぎない、学びの場にふさわしい服装・頭髪等を心がける。

・特に、式典時にはドレスコードを意識して、その場にふさわしい服装・頭髪とする。

◆履き物

・校内では、学校指定の運動靴、スリッパを履くこと。

５．所持品に関して

◆携帯電話・スマートフォン

・授業中や集会などでの使用は、原則禁止します。

◆現金・貴重品・私物

・多額現金や貴重品、学習活動に必要のないものを学校に持参しない。

・生徒間での金品の貸し借りをしない。

附則

令和７年４月１日　改正